産前産後期間の国民年金保険料が免除されます!

次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産した際に、 出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度です。

対象者

■国民年金第1号被保険者(20歳以上60歳未満の自営業者等とその家族、学生、無職の方)

国民年金保険料が免除される期間・

■出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除 されます。

産前産後免除の期間は年金を受けるための期間として計算されるうえ、老齢基礎年金額に満額が反映されます。

- ■多胎妊娠(2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠)の場合は、出産予定日または出産日が 属する月の3か月前から最大6か月間の国民年金保険料が免除されます。
 - ※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産を含みます)

届出時期および場所

- ■出産予定日の6か月前から届出可能です。早めの届出をお願いします。
- ■市役所1階保険年金課またはさしま窓口センター

必要書類

- ○年金手帳 ○はんこ ○運転免許証等の本人確認書類
- ◎出産(予定)日がわかる次のいずれかの書類
 - ・出産日または出産予定日が記入されている母子健康手帳
 - ・医療機関発行の出産予定日等の証明書
 - ・マル福医療福祉費受給者証
 - ・戸籍謄本 など

間保険年金課 ☎ 0297(21)2187

